特集

新型コロナウイルス

感染症の影響に対する



INFORMATION

▶すべての支援策を掲載しているわけではございません。 その他の支援策については右記 QR コードからご確認ください。 ▶新型コロナウイルスに関するコールセンター ☎923-7124 平日 9:00 ~ 17:15



市内事業者の皆さまへ

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
従業員の 休業手当を助成 成	雇用調整助成金	コロナの影響で事業主が休業手当を支給して従業員を 休ませた場合、1人1日 8,330 円 を上限として助 成。	沖縄労働局 沖縄助成金センター ☎868-1606	
子どもがいる 従業員への助成 成	小学校休業等 対応助成金	小学校臨時休校で労働者が有給休暇を取得した場合、 その企業へ1人1日 8,330 円を上限として助成。 申請期限:9月30日まで	学校等休業助成金・ 支援金等相談コール センター ☎0120-60-3999	
売上が減少した	持続化給付金	売上が前年同月比 50%以上減少中小企業・法人:最大 200 万円 個人事業者:最大 100 万円 申請期限: 令和3年1月15日まで	持続化給付金 コールセンター ☎0120-115-570	
宿泊業、飲食 業事業者向け の支援	うるま市独自 飲食店等 緊急支援金 給付事業	新型コロナの影響で経済的な影響を受けている『宿泊 業』『飲食サービス業』を営む事業者に支援金 20万 を支給。 申請期限:6月15日まで	観光振興課 奋 923-7612	
店舗を休業する 場合の協力金	感染症拡大 防止協力金	県の要請を受けて 4 月 24 日~ 5 月 6 日の全期間、 休業に応じた事業主に対して 20 万円 を支給。 申請期限:6月30日まで		
小売業、旅行 代理店向けの 支援	感染症防止 対策支援金	休業要請の対象とならない『小売業』『旅行代理店 (無 店舗)』を営む事業者に対して支援金 10 万円を支給。 申請期限:6月30日まで	沖縄県支援金等 相談センター ☎851-9990	
飲食店 (居酒屋含む) への支援	感染症防止 対策緊急支援金	休業要請の対象とならない『飲食店』を営む事業者に 対して支援金 10 万円 を支給。 申請期限:6月15日まで		
専門家を助活用したい成	うるま市独自 専門家等 活用助成金	各種助成金の申請や相談などで税理士や社労士等を利 用した際の費用を助成。 随時受付	商工労政課 ☎923-7634	
法人市民税の 申告や納付が 困難	法人市民税の 徴収猶予	やむを得ない理由により、期限までに法人市民税の申告 や納付が困難な場合に、申告期限および納付期限を延長 します。 申請期間については各課へお問合せください。	納税課 ☎973-1099	
外出が困難 な方への支援 行	うるま市独自 買物代行 サービス事業	感染リスクの高い高齢者等や育児等により外出が困難な方について、買物代行サービスを行います。 利用期間:6月30日まで	産業政策課 ☎923-7611	



次のページに続きます



市民の皆さまへ

	_		
家計への支援	特別定額給付金	令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている 方に対して、国から一人につき 10万円 が給付され ます。 申請期限:8月17日まで	市特別定額給付金 コールセンター ☎923-7125
家計への支援 給付	5るま市独自 生活再建支援金	社会福祉協議会が実施している、緊急小口資金を受けた方に対して 10 万円 を給付。 申請期限:6月15日まで	市新型コロナウイルスに 関するコールセンター ☎923-7124
子育て世帯への 家計への支援 付	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給している方に対して、0 歳から 16 歳 未満の児童ひとりにつき 1 万円 を給付。	児童家庭課 ☎973-4983
ひとり親世帯への 給付	うるま市独自 ひとり親世帯 等生活安定給 付金	児童扶養手当を受給するひとり親に対し、 3万円 を 支給する。	児童家庭課 ☎973-4983
離職等で住居 を失う可能性 がある	住居確保給付金	原則 3ヵ月間支給され、世帯の人数や月収で支給額が決まります。休業等により収入が減少した方も対象です。 随時受付	うるま市就職・生活支援 パーソナル・サポート・ センター ☎989-3972
国保や後期高 齢に加入して いる被用者	傷病手当金	感染した人、または感染が疑われる人で働けなかった 期間(4日目以降)において給料の支払いが無くなっ た方等を対象に支給。 随時受付	国民健康保険課 給付係 全 989-5347 後期高齢者医療係 全 973-3177
休業で 家計が維持 できない	緊急小口資金	貸付上限 10 万円 (特別な場合 20 万円) 措置期間 1 年以内、償還期限 2 年以内 貸付利子:無利子、保証人:不要 随時受付	うるま市
失業で 家計が維持 できない	総合支援資金	貸付上限 単身 15 万 、複数 20 万 措置期間 1 年以内、償還期限 10 年以内 貸付利子:無利子、保証人:不要 随時受付	社会福祉協議会 ☎973-5459
税の支払いが困難予	市税等の 徴収猶予	次の市税等について徴収の猶予を行う。 ・市民税、固定資産税、軽自動車税等(納税課) ・国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料(国民健康保険課) ・国民年金保険料(市民課) ・介護保険料(介護長寿課) 申請期間については各課へお問合せください。	納税課 ☎973-1099 国民健康保険課 滞納整理係 ☎989-5372 後期高齢者医療係 ☎973-3177 市民課 年金係 ☎973-5498 介護長寿課 ☎973-3208
上下水道料金の支払いが困難プラ	上下水道料金 の支払い猶予	期限内に支払いが困難な場合は、個人・法人を問わず 最大3ヵ月の支払いの猶予期間を設ける。 随時受付	水道部 営業課 ☎975-2201

登園自粛をした日数分等、保育料を減免。

(認可保育所、認定こども園)

保育幼稚園課

☎973-5427

保育料の

減免措置

登園自粛によ

る保育料の減

免を受けたい